

「シビルロー的仲裁手続・手続の構築へ向けて —KOCIA及びKCABとのジョイントフォーラムの報告—

常務理事（国際交流・国際ADR担当） 高取芳宏
 英国仲裁人協会（CIArb.）日本支部共同代表

近時の国際仲裁の趨勢としては、仲裁手続の進行において、また、国際仲裁人のバックグラウンドの割合という見地からも、コモンローの法文化ないしはそれに強く影響された手続が優勢を占め、通常のプラクティスとして運用されている傾向があります。この点、国際仲裁の利用者という観点から見ると、日本をはじめとして、スイス、韓国等、シビルローの法文化をベースとする手続運用の実現・拡大を求める声も大きくなっているように思います。

そのような中、昨年より、Korean Council for International Arbitration (KOCIA) からのお声掛けにより、韓国の仲裁人・仲裁実務家と、日本の仲裁人・仲裁実務家との間で、国際仲裁の最先端の課題・問題点等について議論・検討を行うため、日韓国際仲裁コミュニティ・フォーラムという共同セッションを行っております。国際仲裁の実務経験が相当ある少人数の参加者間で高いレベルの討議を行い、本音ベースで日韓両国の国際仲裁弁護士のレベルアップと協力体制の継続及び発展を図る目的を有しております。KOCIAは、韓国における国際仲裁専門弁護士による国際仲裁の普及・韓国仲裁弁護士の国際水準へのレベルアップ等を目的とする社団法人であり、ソウル国立大学のChang教授、Bae Kim & LeeのKevin Kim弁護士がチェアマンを務めるなど、第一線で活躍する中堅世代が中心となって運営されています。昨年は、韓国の済州島において第一回のフォーラムを開催し、今年は、日本側がホストに回り、JAA及びKorean Commercial Arbitration Board (KCAB)も共同主催に加わって、11月7日に福岡県において開催致しました。昨年から引き続き、日本商事仲裁協会 (JCAA)、英国仲裁人協会 (CIArb) 日本支部にも後援・サポートして頂いております。

本年度の第一セッションは「韓国における最近の仲裁実務の傾向」について、KL PartnersのBeomsu Kim弁護士が司会を務め、(1) 仲裁法の改正についてICC Court Vice Presidentを務めるKevin Kim弁護士及びLee & Ko法律事務所のSean (Sungwoo) Lim弁護士が報告されました。また、(2) KCAB規則改正についてYulchon法律事務所のYoung Seok Lee弁護士及びKim & Chang法律事務所のLiz Kyo-Hwa Chungが報告をされました。さらに、(3) 仲裁促進法についてSIDRC議長を務められるソウル国立大学のHi-Taek Shin教授が報告され、これらのテーマについて韓国側からYonseiロースクールのJoongi Kim教授、KCAB国際仲裁チーム・リーダーを務めるJae Woo Lee氏、日本側からは早川吉尚理事がコメンテーターを務められました。韓国における主な改正ポイントと、日本で参考となるべきポイント、JCAA規則との比較等、有益な協議がなされました。第二セッションは、「アジアのユーザーないし仲裁人を含むシビルロー仲裁手続について」と題し、手塚裕之常務理事とWTO上級パネル判事でソウル国立大学のSeung-Wha Chang教授が司会を務められ、各参加者が予め提出した問題点について、コメントと双方向の協議を行う、というスタイル（いわゆるTylny Hall Method）により、活発な議論が行われました。例えば、証拠開示の範囲や運用、審問手続の持ち方、等を含めて、シビルローをベースにして、よりユーザーが使いやすい、効率的な仲裁手続の構築や運用が可能となるよう問題点とアイデアが提起され、大変有益なフォーラムセッションとなりました。来年は韓国における開催を予定しており、継続的な友好関係に基づき、具体的な手続の構築・運用を目指したいと思っております。

ロシア仲裁協会との共催セミナー開催（2016年3月28日）

国際交流委員会 担当理事 **出井直樹**

昨年発行の会報11号で紹介された通り（手塚裕之「JAAの国際化と今後の国際活動の展望」、Vassily Rudomino “Cooperation of Arbitration Institutions of Russia and Japan”）、当協会とロシア仲裁協会（The Russian Association for the Promotion of Arbitration, “RAA”）は、2014年6月に友好覚書を締結した。RAAは、ロシア及び独立国家共同体（Commonwealth of Independent States）における仲裁をはじめとする紛争解決手段の発展を目指して、弁護士等法律実務家や研究者を中心に2013年4月に設立された団体であり、数多くの国際的な法律事務所や個人の法律実務家、研究者が参加している。RAAは、まさにロシアにおける当協会のカウンターパートと言える。

友好覚書は、両協会間の意見・情報交換を行うことや仲裁の発展のため共同でさまざまな企画を行うことを目的として掲げているが、その中にRAAとJAA共催のセミナー等の企画を実施することもうたわれていた。両協会は、友好覚書締結以来、2015年4月に開催されたRAA年次総会に早川吉尚理事が参加する等して交流を深めるとともに、2014年の国際法曹協会（International Bar Association, “IBA”）東京大会及び2015年5月のサンクト・ペテルスブルグ国際リーガルフォーラムの際に、この共催イベントの実現に向け協議を重ねてきた。その結果、季節等も考慮し、2016年春に東京で共催セミナーを開催することを決め、それぞれの協会内の検討を経て、下記の通りの日程・内容を決定した。更に、川村理事長等のご尽力により、このセミナーに合わせて、ロシアの前法務副大臣 Elena Borisenko 氏の来日も実現する見込みとなり、同セミナーで基調講演をいただくこととなった。また、これにあわせて、日本弁護士連合会と友好協定を結んでいるロシア連邦弁護士連合会の Yuri Pilipenko 会長も来日することとなり、ご挨拶をいただく予定である。

日本仲裁人協会とロシア仲裁協会共同セミナー

「ロシアにおける商事仲裁その他紛争解決の実情と諸問題」

日時：2016年3月28日（月） 10時～13時

場所：弁護士会館クレオ（大阪にテレビ会議同時中継）

後援：日本弁護士連合会、ロシア連邦弁護士連合会、日本商事仲裁協会その他弁護士会、各種団体

内容：ロシア前法務副大臣 Elena Borisenko 氏によるロシアの司法事情等に関する基調講演

ロシアにおける訴訟・商事仲裁の現状、国外仲裁判断の執行、外国投資家が参加する紛争解決手続の実務的問題点等についての解説・ディスカッション・質疑応答

スピーカー：Vladimir Khvalei（ロシア仲裁協会理事長、Baker & McKenzie）

Feodor Vyacheslavov（ロシア仲裁協会会員、Alrud Law Firm）

David Goldberg（White & Case）

Alevtina Komelkova（ロシア仲裁協会理事、Alcatel-Lucent社弁護士）

早川吉尚（日本仲裁人協会理事、立教大学法学部教授、瓜生・糸賀法律事務所）

モデレーター：小原淳見（日本仲裁人協会国際交流委員長、長島・大野・常松法律事務所）

（東京で同時通訳を入れる。セミナー直後に日比谷公園内のレストランで交流のためのレセプションも予定。）

RAAとJAAの最初の本格的共同イベントであり、多くの会員の参加をお願いしたい。弁護士会、研究者及びロシア・ビジネスに関心を持つ産業界にも参加を呼びかけている。このセミナーが、外国判決の執行を含めたロシアの司法の状況、国際商事仲裁をはじめとするビジネス上の紛争解決の状況に関する法律実務家、産業界の理解を深め、両国の経済交流の促進につながることも期待される。

日本仲裁人協会の各委員会が活動を開始しました

事務局長 市毛由美子

当協会は、2015年3月、従前の部会・PTを改組して以下のとおり新たな委員会を設置し、委員会ごとに担当役員と事務局を置くなどして活動を開始しました。ここでは簡単に委員会の説明をさせていただきます。

国内ADR委員会（河井聡委員長）

国内のADRに関する調停人・仲裁人研修講座や検定制度の企画、立案に関する活動を行います。最近では、対話促進型調停を学ぶ「調停人養成講座」の入門・初級・中級コースを主催しています。

国際仲裁・ADR委員会（河端雄太郎 / 井上葵共同委員長）

国際調停・国際仲裁の実務家養成を目的とした研修講座や検定制度の企画・立案を行います。過去の模擬国際仲裁セミナーの素材をもとに、研修教材の開発を行い、これらを活用したセミナーを展開します。

更に、2015年10月には Young Japan Association of Arbitrators (YJAA) を設立し、若手を対象としたイベントやセミナー、他の仲裁機関の若手組織との連携等を企画します。

研究委員会（日下部真治委員長）

仲裁法、ADRに関する法律及びその実務に関する研究を目的とし、原則月1回の会員限定の研究会を主催します。また、講演内容をまとめた紀要「仲裁・ADRフォーラム」の出版事業も行っています。

国際交流委員会（小原淳見委員長）

外国の仲裁・ADR関連団体との友好協定の締結、交流行事の企画・運営等を担当します。2014年6月にはロシア仲裁協会（RAA）との友好協定を締結し、2015年5月にロシアにおいて会合を持ち、2016年3月には東京で共同セミナーを予定しています。

投資協定仲裁委員会（鈴木五十三委員長）

投資協定仲裁とこれに関連する国際商事仲裁の活用をテーマに活動します。2014年には、経済産業省からの受託業務として、「ICSID条約第13条に基づく仲裁人及び調停人の指名に向けた調査・分析に関する委託調査報告書」（http://www.meti.go.jp/medi_lib/report/2014fy/E004267.pdf）を提出しました。

国際家事調停委員会（大谷美紀子 / 蓑毛誠子共同委員長）

国際的な家族問題における調停の活用をテーマに活動します。2015年には、外務省からの受託業務として、「ハーグ条約に係る当事者間二国間共同調停に関する委託調査報告書」（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000075545.pdf>）を提出しました。

総務・財務委員会（矢吹公敏委員長）

理事会や総会等の基幹会議の企画運営、会報の発行やホームページの運営、予算・決算等の財務に関する事項を担当します。

ハーグ条約対応委員会（レビン小林久子委員長）

ハーグ条約事案に関する国際家事調停の実効的実施を目指し、海外の国際家事調停制度の調査、研究、公開セミナー、英語と日本語による調停実技のトレーニング等を行います。

関西支部（岡田春夫支部長）

主に関西地区の会員を中心に組織され、大阪弁護士会、関西地区主管の官公署、ADR関連団体と連携しながら、西日本全域における仲裁、ADRの開発、振興を目的として、セミナー、研究会等を実施します。

各委員会の活動参加にご興味のある方は、事務局（電話 03-3580-9870、FAX03-3580-9899、メールアドレス info@arbitratros.jp）にお問い合わせください。なお、現在追加委員募集をしていない委員会もございますのでご了承下さい。

Young Japan Association of Arbitrators (YJAA)の設立

YJAA 運営委員会委員長 鈴木 毅

2015年10月21日、公益社団法人日本仲裁人協会（JAA）は、仲裁・調停に関心のある40歳以下の実務家による仲裁・調停実務の促進を目的に、JAAの下部組織として、Young Japan Association of Arbitrators（YJAA）を設立致しました。



国際商事仲裁協議会（ICCA）における Young ICCA、国際商業会議所（ICC）における Young Arbitrators Forum、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）における Young SIAC 等、世界の多くの仲裁機関や仲裁人団体では、40歳ないし45歳以下の若手実務家による下部組織があるところ、日本ではこれに対応する組織がこれまで存在しませんでした。また、近年、仲裁・調停に関心のある若手実務家は着実に増加していると思われる中、これらが非公開手続であることや従前の法曹教育の中では十分に取扱われていなかったこともあり、日本における若手実務家同士の交流の場を求める声が上がっていました。

YJAA は、このような声に応じて設立されたもので、(a) 日本及び世界の仲裁、その他の裁判外紛争解決手続に関わる実務家の交流の場を設け、仲裁、その他の裁判外紛争手続に関する専門性、経験、情報の交換を図ること、(b) 仲裁、その他の裁判外紛争解決手続についての情報を提供し、その利用を促進する活動を行うこと、をその目的としています。

2015年10月21日に東京の弁護士会館で開催された設立総会には、テレビ会議システムを通じた大阪からの参加者も含め、事前の参加申込者を遙かに上回る約30名もの若手実務家が出席し、YJAA に対する関心の高さが伺われました。設立総会においては、委員長選出のほか、委員会のメンバー及び出席者一人一人より、自己紹介と仲裁・調停への関心事について意見を述べた上で、今後日本で仲裁を発展させるための方策や、具体的な仲裁条項のドラフトニング等、さまざまな点について忌憚のない意見交換をしました。なお、出席者には日本の実務家のみならず海外の有資格者も多数含まれており、これらの議論は全て英語で行われました。

今後の YJAA の活動としては、仲裁・調停に関するイベントやセミナーの開催の企画、他の仲裁機関の若手会との連携及び模擬法廷コンテストへの協力等も考えております。入会をご検討頂くために、JAA 及び YJAA に未加入の方々にも設立総会参加への門戸を開きましたので、今後は、設立総会に出席したものの未だ JAA 及び YJAA に未加入の方々に対して、会員申込みの勧誘等の働きかけをしていきたいと考えています。YJAA の活動が仲裁・調停に関心のある若手実務家の親睦を深める一助となれば幸いです。

YJAA への入会申込みについては、JAA のウェブサイトに掲載されている入会申込書に必要事項を記入の上、電子メール（jaa-info@nichibenren.or.jp）またはファックス（03-3580-9899）にて提出をお願い致します。

国内ADR委員会の活動報告

国内ADR委員会 事務局次長 農端康輔

1 調停人養成講座（入門編）について

2015年度は、4月20日（月）18時から日弁連の1701会議室にて調停人養成講座（入門編）を開催しました（無料）。

入門編は上原裕之静岡大学法科大学院特任教授・弁護士（元広島高裁部総括判事・熊本家裁所長）を講師に招き、「調停における臨床力」として、調停の魅力、調停における人間力についてお話しいただきました。悪天候にもかかわらず、約70名もの方にご参加いただきました。

2 調停人養成講座（基礎編）と（中級編）について

2015年度は例年どおりの調停人養成講座を調停人養成講座（基礎編）と位置づけ7月に開催したほか、これに継続する講座として11月には2日間の調停人養成講座（中級編）も開催しました。

調停人養成講座（基礎編）は、7月18日（土）から20日（月・祝）にかけて飯田橋レインボーホールにおいて開催しました（参加者22名）。調停人養成講座（中級編）として、11月14日（土）及び15日（日）に同所にて開催しました（参加者28名）。

基礎編と中級編は、稲葉一人教授（中京大学法科大学院）、入江秀晃准教授（九州大学法学部）を講師に、伊藤知加子司法書士、彼谷直子司法書士をサブ講師に迎えて、自主交渉援助型調停について調停ロールプレイやワークを通じて学び、体験し、考えるという内容でした。

参加者の方々にも積極的に参加いただき、活発な意見交換もありました。

3 2016年度の予定

2016年度も、2015年度同様に、入門編、基礎編、中級編を開催したいと考えています。若手の会員の方々に、自主交渉援助型調停（対話促進型調停）にご関心がある方は、ぜひ2016年度の調停人養成講座にご参加いただけると幸いです。

研究委員会の活動報告

研究委員会 事務局次長 土門駿介 羽深宏樹

1 研究事業

研究委員会では、2015年度の研究事業として、計8回の研究会が開催されました。

具体的には、「所謂『Arb-Med-Arb』の三段階方式は世界の紛争解決の主流となるか」、「Emergency Arbitrator in SIAC」、「JAA 模擬国際仲裁セミナーの解説資料作成・『国際仲裁教材』出版に関する活動報告」、「Enforcing Hong Kong Arbitral Awards in Mainland China」、「Pechstein事件に関する報告」、並びに「日本と諸外国の調停モデルの異同を踏まえたハーグ調停」といった、国際的な仲裁及び調停の実務・理論に関する報告・検討がなされました。また、「ADR利用者調査に関する報告」、「原賠ADR審理の特色と課題」といった我が国におけるADRに関するテーマについても、活発な報告・検討が行われました。2016年度も、仲裁・調停等に関する議論・研究を行うことを予定しております。

2 出版事業

研究委員会では、当協会の設立趣意の一つである「仲裁及びADRの普及・啓発を図る」という目的の活動の一環として、当協会の研究会の成果を「仲裁・ADRフォーラム（Arbitration & ADR Forum）」と題する紀要にまとめ、継続的に出版しております。次号（第5号）は、前号と同様に信山社出版株式会社様のご協力のもと、2016年4月頃の発刊を目指して鋭意編集作業中です。主に2014年から2015年にかけて実施された当協会の研究会の内容について、報告者の方々にご協力いただき、その上で最新のアップデートも盛り込んだ記事を多数収録する予定です。仲裁及びADRに関する幅広い知見を盛り込んだ重要な資料となると同時に、当研究委員会の軌跡を記録したマイルストーンとしての意義も有する貴重な文献になるかと存じますので、どうぞご期待ください。

『国際仲裁教材』の完成及び出版記念セミナー開催のご報告

国際仲裁・ADR委員会 共同委員長 井上 葵



JAAの模擬国際仲裁プロジェクトチームは、過去にJAAが実施した模擬国際仲裁の録画映像及び反訳などを活用し、解説資料を作成するとともに、副教材として2015年1月に『国際仲裁教材』（信山社）を出版いたしました。

『国際仲裁教材』は、同プロジェクトチームにて会合を重ねて模擬国際仲裁の資料・シナリオを分析し、チームメ

ンバー間で議論をした上で、国際仲裁の遂行にあたって重要な論点についての知見・解説をまとめたものです。これは、模擬国際仲裁の録画映像や解説資料と併せて利用できるほか、それらとは独立した教材としても使用できるように作成しています。『国際仲裁教材』は全4章からなっており、第1章の「前説」では、仲裁の意義・種類、仲裁手続の特徴などがまとめられています。また、第2章の「仲裁権限・仲裁合意の範囲に関する補足説明」では、仲裁廷の仲裁権限・仲裁合意の範囲が具体的に問題となる場面を挙げた上で、各国の裁判例等にも言及し、仲裁条項をドラフティングする際の実務上の指針について説明しています。第3章の「国際仲裁における文書提出・文書開示についての補足説明」では、文書提出・文書開示手続について、コモンロー系と大陸法系の基本的アプローチの違いをふまえて、IBA国際仲裁証拠調べ規則などを引用しながら実務上の枠組みを整理しています。また、第4章の「国際仲裁における秘匿特権」では、主に弁護士依頼者間秘匿特権について、各国の仲裁法や主要な仲裁機関の仲裁規則にも言及しながら検討を加え、実務上のアプローチ・指針の例を紹介しています。

また、JAAは、2015年10月21日に国際仲裁教材出版記念セミナーを開催しました（東京会場（ライブ）：弁護士会館2階講堂（クレオ）、大阪会場（同時中継TV）：大阪弁護士会館）。本セミナーでは、各章の執筆担当者が『国際仲裁教材』の概要について解説するとともに、模擬国際仲裁の研修用DVDのダイジェスト上映を行い、さらなる議論・検討が必要な論点に関してパネル・ディスカッションを実施しました。パネル・ディスカッションでは、主に仲裁手続の進行のあり方（仲裁判断までに要する時間等を含む）、仲裁における非公開原則、文書提出・文書開示の範囲、弁護士依頼者間秘匿特権に関して直面した問題などについて、プロジェクトチームメンバーの知見・実務経験をふまえたコメントがなされました。また、セミナー参加者からも仲裁手続上の具体的な問題について質問がなされ、国際仲裁に対する高い関心が窺われました。

『国際仲裁教材』を用いた今後の活動につきましては、JAA国際仲裁・ADR委員会が中心となって、仲裁実務家養成のための講座及びセミナーなどの開催並びにJAA会員等による利用方法について企画立案を進めています。『国際仲裁教材』が、国際仲裁実務発展のための一助として積極的に活用されるよう、引き続き取り組んでいく予定です。

関西支部長就任のご挨拶

関西支部長 岡田春夫

この度、日本仲裁人協会の関西支部長を拝命致しました弁護士の岡田春夫です。思えば、私と日本仲裁人協会とのかかわりは1994年に設置された国際仲裁代理研究会に事務局としてお手伝いしたことに始まります。その国際仲裁代理研究会の国際仲裁活性化の提言が、その後の日本仲裁人協会設立の契機となったとのことであり、今般、その関西支部長の任を預かることになり、身の引き締まる思いが致します。関西支部は、日本仲裁人協会設立当初から、関西を中心に、仲裁、ADRの啓発、振興のためのセミナーや研究会等の活動を非常に活発に行っており、今後も、この活動の火を絶やさず、より強いものとし、仲裁、ADRの啓発、活性化に少しでもお役に立てれば私の望外の幸せと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。



関西支部便り

関西支部事務局長 小林和弘

平成 15 年の日本仲裁人協会設立以来、関西支部支部長を務められた小原望弁護士が、平成 27 年 12 月 2 日に勇退され、同日開催された支部総会で、岡田春夫弁護士が新しい支部長に選任されました。前支部長の強力なリーダーシップのもと発展してきた関西支部ですが、新支部長のもと、その活動をさらに広く展開させていくことができればと思います。

平成 27 年度の事業としては、関西の中小企業のアジア諸国への進出に関連し、平成 27 年 6 月 4 日に、「アジア仲裁の最新動向」及び同年 9 月 16 日に、「仲裁機関関係者が語る日中仲裁の内実—SHIAC の仲裁手続を知る—」の国際商事仲裁セミナーを開催しました。また、ハーグ条約対応委員会と共同で、平成 27 年 3 月 11 日、「ハーグ条約と友好的解決—ドイツ MIKK の調停実務—」及び同年 11 月 20 日・21 日・22 日に、「英語による国際家事調停人養成研修」を開催しました。

そして、近年注目を浴びてきている国際商事調停について、平成 27 年 3 月 9 日に、研究会「国際商事調停の実態と展望」を開催し、同年 12 月 2 日には、国際商事調停セミナー「国際商事調停のすすめ」を開催しました。国際商事仲裁は、国際的な商事紛争を解決する手段としては、外国における承認・執行の容易性、公平性等の観点から、広く利用されておりますが、時間もかかり、費用もかかるのが実態のようです。他方、国際商事調停は、仲裁に比べて、費用も時間もかかりません。関西の中小企業にとっては、国際商事調停が有効であろうとのことから、今後も、研究会及びセミナーを開催していきたいと思っております。

「仲裁の日」記念行事セミナーのご案内

常務理事 小原 望

TPP と今後の世界貿易と日本

内閣官房 TPP 対策本部首席交渉官 鶴岡公二氏

日時：2016 年 3 月 1 日（火） 午後 5 時

会場：（東京）弁護士会館 17 階 1701・1702 会議室 （大阪）弁護士会館 12 階 1205 会議室

仲裁の日に開催される JAA 記念講演会に第一線で交渉された鶴岡公二氏に「TPP と今後の世界貿易と日本」と題してご講演いただくことになった。

TPP（環太平洋経済連携協定）交渉が 2015 年 10 月に大筋合意され、各国での批准はこれからだが、世界の GDP の 40%、人口 8 億人をカバーする日本にとって最初の本格的な大型経済連携協定となる。TPP は日本に恩恵大きく、最近の世界銀行の試算では、日本の GDP は 2030 年までに 2.7% 押し上げられ、加盟国平均の 2 倍以上となるとのことである。

自由貿易の推進には国境での貿易障壁を撤廃するだけでなく、国内の競争を活発にし、産業を刺激し、国民や企業の考え方を変えることが重要である。TPP 交渉の過程で一部農業関係者からの反対もあったが、TPP の合意で日本の遅れている農業改革が進み、守りの農業から攻めの農業への転換が速くなると思われる。

TPP の多国間交渉という超難問題を首席交渉官として経験された鶴岡氏から、TPP に伴う国際取引紛争の仲裁による解決のみならず、TPP 合意を契機とした日本の産業構造の変革、加盟国との経済的な連携、世界全体の国際的経済秩序の構築等の広い視点からの提言が得られると思われる。

2015年度 日本仲裁人協会の活動記録

2015年1月6日以降

2015年

- 1月 6日: 研究委員会研究講座「所謂「Arb-Med-Arb」の三段階方式は世界の紛争解決の主流となるかについて」
報告者: 加藤照雄氏(英国弁護士・外国法事務弁護士)
- 1月 9日: 研究会「投資仲裁の現状
—ICSID及びユーコス事件を中心に—」開催
講師: 小田博氏(ロンドン大学教授・ICC日本代表
・ICSID仲裁人候補者)
- 2月 6日: 研究委員会研究講座「Emergency Arbitrator in SIAC」
報告者: Julia-Yeon Yu氏
(シンガポール国際仲裁センターカウンセラー)
- 2月 22日: 「第8回模擬仲裁日本大会」後援
- 3月 9日: 研究会「国際商事調停の実態と展望」開催
講師: レビン小林久子会員(元九州大学法学部教授
・当協会理事)
大貫雅晴会員(JCAA理事・当協会理事)
澤井啓会員(弁護士・大阪経済大学客員教授
・当協会理事)
- 3月 10日: 2015年度日本仲裁人協会通常総会開催
- 3月 10日: 仲裁の日記念行事セミナー「ハーグ条約と私的停」開催
司会: 出井直樹会員(弁護士・当協会理事)
第一部: 国際家事調停PT活動報告
報告者: 蓑毛誠子会員(弁護士・国際家事調停委員会
共同委員長)
第二部: 講演「ドイツにおける国際的な子の連れ去り
案件の私的調停」
報告者: クリストフ・コルネリウス・パウル氏
(ドイツ弁護士・MiKK調停人)
- 3月 11日: 「ハーグ条約と友好的解決
—ドイツMiKKの調停実務—」開催
講師: クリストフ・コルネリウス・パウル氏
(ドイツ人弁護士・MiKK調停人)
孫崎馨氏(外務省領事局ハーグ条約室長)
渡邊惺之会員(弁護士)
長田真理会員(弁護士・大阪大学大学院
法学研究科教授)
- 3月 31日: 外務省へ「ハーグ条約に係る当事者間の二国間共同
調停に関する委託調査」に関する報告書を提出
- 4月 20日: 調停人養成講座入門編「調停における臨床力」
講師: 上原裕之氏(弁護士、元広島高等裁判所
総括判事、熊本家裁所長)
- 5月 28日: 研究委員会研究講座「JAA模擬国際仲裁セミナーの解
説資料作成・『国際仲裁教材』出版に関する活動報告」
報告者: 河端雄太郎会員(弁護士・
国際仲裁ADR委員会 共同委員長)
井上葵会員(弁護士・国際仲裁ADR 共同委員長)
- 6月 4日: 国際商事仲裁セミナー「アジア仲裁の最新動向」開催
講師: Dominic Roughton氏(外国法事務弁護士)
Christopher Hunt氏(外国法事務弁護士)
児玉実史会員(弁護士・当協会理事)
大貫雅晴会員(JCAA理事・当協会理事)
- 6月 9日: 研究委員会研究講座「香港でなされた仲裁判断の中
国本土における執行について」
報告者: Julian Davis Mortenson氏
(University of Michigan Law School)
- 7月 18日～20日: 2015年度調停人養成講座基礎編
講師: 稲葉一人氏(元・大阪地方裁判所判事、
中京大学法科大学院教授)
入江秀晃会員(九州大学法学部准教授)
- 9月 10日: 研究委員会研究講座「ADR利用者調査に関する報告」
報告者: 太田勝造氏(東京大学教授)
垣内秀介氏(東京大学教授)
石田京子氏(早稲田大学教授)
入江秀晃会員(九州大学准教授)
- 9月 16日: 国際商事仲裁セミナー「仲裁機関関係者が語る
日中仲裁の内実—SHIACの仲裁手続を知る—」開催
講師: 黄文氏
(上海国際仲裁センター(SHIAC)副秘書長)
大貫雅晴会員(JCAA理事・当協会理事)
高槻史氏(弁護士)
- 10月 15日: 研究委員会研究講座「Pechstein事件に関する報告
—交渉力格差のある当事者間における仲裁合意—」
報告者: 小川和茂氏(日本スポーツ仲裁機構
理解増進事業専門員)
杉山翔一会員(弁護士・日本スポーツ仲裁
機構 仲裁調停専門員)
- 10月 21日: 「国際仲裁教材」出版記念セミナー開催
報告者: 河端雄太郎会員
(弁護士・国際仲裁ADR委員会 共同委員長)
井上 葵会員
(弁護士・国際仲裁ADR委員会 共同委員長)
鈴木 毅会員(弁護士・国際仲裁ADR委員会)
清水茉莉会員(弁護士・国際仲裁ADR委員会)
落合孝文会員(弁護士・国際仲裁ADR委員会)
- 10月 21日: YJAA設立大会開催
運営委員会:
鈴木毅会員(委員長)
井上葵会員 河端雄太郎会員
ミハエル・ムロチェック会員 落合孝文会員
小川新志会員 ジョン・リベイロ会員
平征三朗会員 館野智洋会員
- 11月 7日・8日: 日韓国際仲裁コミュニティ・フォーラム共催
- 11月 14日・15日: 2015年度調停人養成講座中級編
講師: 稲葉一人氏(元・大阪地方裁判所判事、
中京大学法科大学院教授)
入江秀晃会員(九州大学法学部准教授)
- 11月 20日～22日: ハーグ条約セミナー
「英語による国際家事調停人養成研修」開催
講師: レビン小林久子会員(元九州大学法学部教授
・当協会理事)
- 12月 2日: 国際商事調停セミナー「国際商事調停のすすめ」
講師: 手塚裕之会員(弁護士・当協会業務執行理事)
茂木鉄平会員(弁護士)
大貫雅晴会員(JCAA理事・当協会理事)
井垣太介会員(弁護士)
- 12月 3日: 研究委員会研究講座「原賠ADR審理の特色と課題」
報告者: 出井直樹会員(弁護士・当協会理事)
- 12月 21日: 研究委員会研究講座「日本と諸外国の調停モデルの
異同を踏まえたハーグ調停」
報告者: 大谷美紀子会員(弁護士・国際家事調停委員会
共同委員長)